

とちぎ食の安全・安心推進会議

(第1回)議事録

1. 日時 平成19年2月16日(金)13:00~15:00

2. 場所 栃木県公館大会議室

(岡本生活衛生課長補佐)

それでは、定刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第1回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます保健福祉部生活衛生課、課長補佐の岡本と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、簡単に本日の予定を紹介させていただきます。まず、福田栃木県知事からごあいさつをいただいた後、委員の紹介をさせていただき、会長及び副会長を選任していただきます。その後、議事に入り、おおむね3時の終了を予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

委員の皆様への委嘱状につきましては、失礼ながらお手元の資料とともに配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

また、会議中、ご発言の際は、お手元のボタンを押して赤いランプを確認の上、発言をお願いいたします。

なお、本日の会議は公開で行います。また、議事録を県ホームページで公開いたしますので、ご了承ください。

それでは、開会に当たり、福田知事からごあいさつをお願いいたします。

(福田知事)

皆様こんにちは。

第1回の「とちぎ食の安全・安心推進会議」を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、委員就任を快くお引き受けをいただきました上に、年度末の大変お忙しい中、そろってご出席を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

さて、この「とちぎ食の安全・安心推進会議」は、昨年、県議会の提案によりまして制定されました「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づく県の附属機関でございます。

当会議では、食の安全・安心の確保に関する基本計画を策定するに当たり、あらかじめご意見を伺うほか、食品の安全性の確保に関する重要事項の調査などを行っていただくこととなっております。

申すまでもなく、「食」は私たちの大切な命を育み、健康な生活を送るために欠くことのできないものでありまして、食の安全性を確保することは、県民の皆様が安心して生活を送る上で極めて重要なことでございます。

しかし、記憶に新しいところでは、大手企業の不適切な食品の取り扱い、そしてまた、残念ながら38年間収穫量日本一を誇っております栃木県の「とちおとめ」におきましても、一部農家のいちごから残留農薬が発見されるなど、食品にさまざまな問題が発生をしております。食品に関する問題が相次いで発生し、そしてまた、食品の安全性に対する消費者の不安や不信を払拭することがこれからの大きな課題となっております。

県では、消費者の視点に立ちまして、食品の安全を確保し、県民の健康を保持するため、食品安全行政に鋭意取り組んでいるところであります。

今後は、この「とちぎ食の安全・安心推進会議」における皆様のご議論・ご意見を踏まえながら、消費者を、始め食品関連事業者や関係機関と十分連携を図りながら、食品の生産から消費に至る各種施策を計画的かつ総合的に展開してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、県民が安心して日々の生活を送ることができるよう活発なご討議をお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつといたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

続きまして、本日出席の委員の皆様を50音順にご紹介いたします。
東洋大学経営学部教授、石井晴夫委員でございます。

〈石井委員〉

よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

下野農業協同組合理事、大山寛委員です。

〈大山委員〉

大山です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

栃木県食生活改善推進団体連絡協議会会長、小川擁子委員です。

〈小川委員〉

小川です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

栃木県生活衛生同業組合協議会専務理事、小野口勝巳委員です。

〈小野口委員〉

小野口です。どうぞよろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

社団法人栃木県栄養士会会長、恩田淑子委員でございます。

〈恩田委員〉

恩田でございます。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

公募委員として選任されました柿沼範洋委員でございます。

〈柿沼委員〉

柿沼です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

株式会社下野新聞社編集局長、黒内和男委員です。

〈黒内委員〉

黒内です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

栃木県議会議員、五月女裕久彦委員でございます。

〈五月女委員〉

五月女でございます。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

栃木県農業協同組合中央会専務理事、高橋勝泰委員です。

〈高橋勝泰委員〉

高橋です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

社団法人栃木県食品産業協会会長、高橋昭明委員です。

〈高橋昭明委員〉

高橋です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

栃木県生活協同組合連合会会長、竹内明子委員です。

〈竹内委員〉

竹内でございます。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

フタバ食品株式会社マーケティング総括部企画担当部長代理、手塚佳久委員です。

〈手塚委員〉

手塚でございます。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

公募委員として選任されました富永クミ子委員です。

〈富永委員〉

富永です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

宇都宮大学農学部附属農場助教授、長尾慶和委員です。

〈長尾委員〉

長尾です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

社団法人栃木県食品衛生協会副会長、中村次郎委員です。

〈中村委員〉

中村です。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

栃木県スーパーマーケット協会監事、藤沢秀雄委員です。

〈藤沢委員〉

藤沢でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

栃木県市町村消費者団体連絡協議会会長、山岡美和子委員です。

〈山岡委員〉

山岡でございます。よろしくお願いいたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

なお、今枝枝委員、小久保彌太郎委員、中村好一委員につきましては、本日ご欠席という連絡をいただいております。

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

田中保健福祉部長でございます。

荒川保健福祉部次長でございます。

内田生活衛生課長でございます。

生活衛生課、亀山主幹でございます。

船橋農務部次長でございます。

農務部経済流通課、佐藤経済流通課マーケティング対策班長でございます。

なお、所用のため、保健福祉部長につきましては、会議途中で退席をさせていただきます。ご了承いただきたいと思っております。

それでは、続きまして、会長、副会長の選任に入ります。

会長、副会長は、とちぎ食の安全・安心会議規則第4条の規定により、それぞれ1名を委員の互選により選出することとなっております。会長、副会長の選出についていかがいたしましょうか。

特にご意見等がないようでございますれば、事務局で案を用意いたしましたので、その案をお示しいたします。

事務局よろしくお願いいたします。

〈亀山主幹〉

会長には石井晴夫委員を、副会長には、本日ご欠席であります。中村好一委員を推薦いたします。

〈岡本生活衛生課長補佐〉

事務局から会長に石井晴夫委員、副会長に中村好一委員の推薦がありました。委員の皆様いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

〈岡本生活衛生課長補佐〉

ご異議がないようでございますので、会長には石井委員を、副会長につきましては中村委員にお願いすることいたします。よろしくお願いいたします。

引き続き、議事に入るわけでございますが、福田知事は所用のため、ここで退席をさせていただきます。

(福田知事退席)

〈岡本生活衛生課長補佐〉

それでは、この後の進行につきましては、石井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〈石井会長〉

ただいま会長にご選任いただきました石井でございます。

このたびは、とちぎ食の安全・安心推進会議、これは県の条例に基づきます大変重要な機関、そしてま

た会議であるということで、先ほど福田知事さんの方からもご説明がございましたが、大変、今、私たちの生活に極めて重要な指針、そしてまた、安心・安全を支える取り組みを行われなければならない大変重要な会議であるということで、この重責を大変重く感じておる次第でございます。

委員の皆様は、それぞれの分野でご専門の皆様でございますので、この推進会議に関しまして、ご支援、ご協力を賜りながら、そして、栃木県のさまざまな食、そしてまた、農産物も含めた栃木産安心・安全をさらに全国に、全世界に配信をしていきたいというふうに思っております。皆様方の一層のご協力、ご支援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは座らせていただきまして、議事の方を進行させていただきたいと思っております。

それでは、先ほど事務局からのご説明がございましたように、議案の第1でございますが、「とちぎ食の安全・安全推進会議」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(内田生活衛生課長)

生活衛生課長の内田です。よろしくお願いいたします。着席したまま、失礼します、説明いたします。

それでは、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例の概要と推進会議の位置づけについて説明させていただきます。

まず、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例ですが、資料として条例、規則2編をつづっております。本条例は、議員提案により昨年6月に制定、10月に施行されております。

条例の目的でございますけれども、第1条に規定しております。基本理念を定め関係者の責務や役割を明らかにするとともに、県の施策に関する基本事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の健康の保護に資することを目的としております。

そして、基本理念といたしまして、第3条に目的を達成するために重要となる事項を5点掲げてございます。まず、1点目として、食品の安全・安心・信頼性の確保に当たって、県民の健康の保護が最も重要であるという認識のもとに取り組んでいくこと。2点目は、食品の安全・安心の確保は、県・事業者及び県民がそれぞれの責務、もしくは役割を果たし、相互の信頼のもとに取り組むこと。3点目として、県が国、市町村と連携協力を緊密にして適切な施策を講ずること。4点目は、県、事業者、県民における情報の共有化を推進し、共通認識の形成を図ること。5点目は、食品の生産から流通の過程において循環型社会の視点に配慮するということが掲げられております。

次に、関係者の責務と役割としまして、第4条から第6条に県と事業者の責務並びに県民の役割を明記してあります。県の責務としては、食の安全・安心の確保のための総合的かつ計画的な施策を講ずること。事業者の責務については、食品の安全・安心の確保に関して第一義的責任を有することを認識して、その事業活動を行うことなどが規定されております。県民の役割としては、食品の安全・安心に関する知識と理解を深め、意見を表明するなど、積極的な役割を果たしていくよう規定しております。

次に、第7条には、環境への配慮として、食品の安全・安心の確保に当たって環境に及ぼす影響について配慮するということが規定されております。

第8条以降は、県が取り組むべき施策等について規定されておまして、この中で第7条の環境への配慮、第17条の危害情報の申し出、第19条の施策の提案の項目については、本県条例の特徴と言えるべきものです。

危害防止の申し出や施策の提案の手続等につきましては、条例及び規則にも定めがございます。これは6ページに載せてあります。

この推進会議については、条例の第20条に規定されておまして、その権限に属することとされた事項を行うための附属機関として位置づけられ、設置されております。この推進会議では、条例の第8条に規定されている食の安全・安心の確保に関する基本計画に関することや食品の安全性の確保に関する重要事項を調査するとともに、県に建議することができることとなっております。

特に、基本計画については5ページに載っておりますけれども、条例附則に規定してありますとおり、この条例施行の際、既に策定されている「とちぎ食品安全確保指針」を基本計画としていただいております。

推進会議の組織、運営等については規則で定められております。7ページをごらんいただきたいと思います。推進会議は、20名以内の委員で組織することとなっております。今回、消費者代表の方が5名、事業者代表の方が8名、学識経験者の方が7名という構成となっております。委員の任期は2年間で、皆

様の委任状にも記載してあるとおりでございます。

当推進会議の運営についてでございますけれども、年2回の開催を予定しております。今年8月、来年20年2月に予定しております。

会議の内容につきましては、県における食の安全・安心に関する施策や事業計画の策定に際しましてご意見を伺ったり、事業実施の実績についての評価などを行っていただき、また、食の安全・安心に関する重要事項についてご意見をいただいてまいりたいと考えております。

以上です。ご検討をよろしくお願いいたします。

(石井会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

ご説明にもございましたように、この推進会議の役割は大変重要な役割でございます。特に、食品を中心とします安全・安心・信頼の確保、そして県民の健康のみならず、栃木県産品、そしてまた食品の流通にかかわる、そしてまた末端商品にかかわる安全・安心・信頼を確保しなければいけないという大変重要な使命を負っているところだと思えます。皆様の方から何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、条例の方のご説明は、またご質問等、後ほどございましたら後でも結構でございますので、それでは、先に進みながら、全体を通じてもう少し事務局の方から詳しいご説明を賜りたいというふうに思っております。

それでは、(2)の食の安全・安心のための取り組みにつきまして、事務局から引き続きご説明をお願いいたします。

(内田生活衛生課長)

初めに、とちぎ食品安全確保指針について、ご説明いたします。

冊子の4ページをごらんください。策定の趣旨について記載しております。平成13年9月、国内初のBSEの発生以来、食品に係る事件、事故を多発し、消費者の食品の安全性に対する不安・不信が大きくなりまして、食品の安全性に関する不安・不信を解消するということが国の最重要課題となりました。こうした状況を踏まえて、国は平成15年に国民の健康保護を基本理念とする食品安全基本法を制定しましたが、その中で国の責務とともに、地方公共団体の責務も規定され、地域の実情に合った施策を策定し、実施することが明らかにされました。

そこで本県では、消費者の視点に立ち、食品の安全性を確保するとともに、生産から消費に至る一貫した食品安全行政に取り組むため、平成16年3月に「とちぎ食品安全確保指針」を策定し、現在までこれらに取り組んでいるところでございます。

5ページをごらんください。基本的な考え方について記載しております。この指針は、食品安全基本法の基本理念に基づき、消費者の視点に立ち、県民の健康保護に努める。消費者、食品関連事業者、行政の三者の協働により、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進する。食品の安全確保に関する情報の共有化を図る。この3つの考え方を基本として定めております。

6ページをごらんください。この3つの考え方を基本とし、食品関連事業者及び行政の責務と消費者の役割を定め、本県の食品安全確保施策の方向として7ページに示す3つの重要目標を掲げております。重点目標の第1点目として、安全・安心な食品供給体制の確立。第2点目として、生産から消費に至る監視指導、試験検査体制の強化。第3点目に、食品の安全確保のための協働システムの構築とし、必要な施策を展開しております。

8ページをごらんください。食品安全確保施策の体系図について記載しております。重点目標の1、安全・安心な食品供給体制の確立ですが、食品関連事業者に対しまして食品の安全性が積極的に行われるよう支援をするものです。具体的には、食品関連事業者に対する食品安全知識の普及啓発からトレサビリティシステムの導入促進まで、5つの推進事項のもと13の個別推進事項が定められております。

重点目標2、生産から消費に至る監視指導、試験検査体制の強化ですが、食品の生産から消費に至る各段階における取り扱い、表示等の監視指導及び試験検査体制の強化を図るものであります。具体的には、生産者に対する監視指導の強化、食品営業者等に対する監視指導の強化など4つの推進事項のもと、

9つの個別推進事項が定められております。

重点目標の3ですけれども、食品の安全確保のための協働システムの構築ですが、食品に関するすべての人が連携、協働して食品のリスク情報等に関する意見、情報交換を十分に実施し、相互理解と協力のもと、食品の安全確保のための協働システムの構築に努めるものです。具体的には、食品に関する情報の共有化、食に関する正しい知識の普及啓発など、9つの推進事項のもと、16の個別推進事項が定められております。

以上が「とちぎ安全確保指針」の概要でございますけれども、続きまして「とちぎ食の安全・安心行動計画」について、ご説明いたします。

冊子の1ページをごらんください。この計画の考え方について記載しております。消費者の視点に立ち、生産から消費に至る一貫した食品安全行政を総合的に推進するため、平成16年3月に策定した「とちぎ食品安全確保指針」に基づき「とちぎ食の安全・安心行動計画」を策定いたしました。この計画は、県が実施する具体的な取り組みと推進目標を定め、食品関連事業者及び消費者と連携を図りながら、食の安全・安心対策を計画的に進めるため策定したものです。

期間は、平成17年度から平成19年度までの3年間です。

「とちぎ食品安全確保指針」に掲げる3つの重点目標、そのページの下(3)の枠内に書いてございますけれども、そのもとに11のアクションを掲げて計画期間中に実施する事業、取り組みの内容と、その進行管理を行うための指標と推進目標を記載しております。

5ページをごらんください。行動計画体系図ですが、指針の3つの重点目標に対し11のアクション、25の個別事業から構成されております。

重点目標の1ですが、食品関連事業者に対する食品安全知識の普及啓発、HACCP方式の導入促進、トレサピリティーシステムの導入促進の3つのアクションのもと、7つに事業を実施しております。

重点目標の2ですが、生産者に対する監視指導の強化、食品営業者等に対する監視指導の強化、食品表示の適正化の推進、食品の安全性に関する調査、研究の推進の4つのアクションのもと、9つの事業を実施しております。

重点目標の3ですが、消費者に対する食に関する知識の普及啓発、食品関連事業者と消費者との相互理解の推進、県民の意見を施策に反映させる取り組みの推進、消費者と行政が一緒になった取り組みの推進の4つのアクションのもと、9つの事業を実施しております。

昨年度から、この計画に基づき食品自主衛生管理認証制度、これはいわゆる「とちぎハサップ」と我々呼んでいますけれども、その設立を初め、消費者、食品関連事業者などを含めた関係者相互の理解促進のため、リスクコミュニケーションを実施するなど、関係者との連携を図りながら諸施策を実施することにより、食の安全・安心対策を総合的に進めております。

以上、「とちぎ食の安全・安心行動計画」の概要でございます。

最後になりますけれども、平成17年度の事業の実施状況についてご説明いたします。「とちぎ食の安全・安心行動計画の実施状況について」をごらんください。

1ページの3、平成17年度の実施状況及び評価についてですが、評価については、年度ごとに推進目標を設定してあり、個別事業を評価することとしました。行動計画全体については、3年間が経過した時点で個別事業、アクションの項目、重点目標の項目などで総合的にどうであったかを評価することとします。

計画の初年度である平成17年度は、25の個別事業のうち、推進目標を設定してある18の個別事業についてそれぞれ年度目標を達成しているかどうかの評価を行いました。評価基準は、目標の100%を達成したものを「達成」、80%を達成したものを「おおむね達成」、80%を達成できなかったものを「未達成」と設定いたしました。

具体的には、資料の2から3ページをごらんください。各アクションごとに個別事業名、推進目標の指標名、推進目標、実績、評価を記載しております。例えば、アクションの1-1-1、1-2は、目標値を超えた実績ですので「達成」、アクションの1-1-3は、目標値の92%の実績ですので「おおむね達成」という評価になります。

「未達成」となったのは2項目ございます。1つは、アクション2-2、食品自主衛生管理認証制度の導入の推進ですが、目標値20施設に対して実績は17年度はゼロ施設という結果でございました。もう1つは、アクション3の個別事業、農畜産物の生産履歴の記帳及び情報公開の推進の2番目の推進目標でありま

す資料管理情報を公表する、飼育牛使用農家の割合ですが、目標値32%に対し、実績は1%でございました。

個別事業の詳細については、事業の実績として5ページ以降に記載しています。一例として10ページをごらんください。10ページは「とちぎハサップ導入の推進」ですけれども、(1)には、事業取り組みの項目ごとに計画の内容、実績の状況、(2)には、推進目標と実績、または評価が「おおむね達成」または「未達成」の場合はその理由、(3)推進方針等については、課題や改善点を踏まえ、今後の対応や努力目標などを記載しております。その他個別事業や推進目標を設定していない個別事業についても同じ構成で作成し、食の安全対策事業として関係各課で取り組んでいる内容を網羅してあります。

資料の1ページの3にお戻りください。これらをまとめまして平成17年度評価については、推進目標を設定した18の個別事業のうち16事業が年度目標を達成、または、おおむね達成したと評価しました。この割合は89%になります。また、2事業については未達成と評価いたしました。未達成事業については、改善の方向性を明らかにし、達成に向けて今後も引き続き取り組んでいきたいと思っております。また、達成した事業についても、次年度以降の目標を着実に達成するよう努力しております。

以上で説明を終わります。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ただいままでのご説明で、この推進会議の位置づけや、今後協議していく内容につきましておおむねご理解をいただけたことと思います。

基本計画の策定につきまして、ご意見、また、ご質問等賜りたいと思えます。いかがでございますでしょうか。

どうぞ、竹内委員。

(竹内委員)

条例があって基本計画があるというのが、この条例に盛り込まれている問題だというふうに思うんですけど、基本計画があって、それを答申をしてというのが現状だと思うんですね。例えば、基本理念の中に循環型社会の視点に配慮しなければならないというところがございますけれども、今の安全確保指針の中にも、そういうところがちょっと見受けられないんですけど、今後そういう問題に対してどういうふうにしていけるのか、お聞きしたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。

事務局の方がいかがでございますでしょうか、安全確保指針ですね、この辺。

(内田生活衛生課長)

環境への配慮ということでよろしいですか。環境への配慮ということで、今、確かに記載してありますけれども、今これから、まだ始まったばかりなのでこれから手をつけていきたいなど思っているところでございます。今後、関係部局とよく調整をしながら、この目標に沿っていきたいと感じております。

(石井会長)

ありがとうございます。

今の竹内委員のご指摘は非常に重要なところでございます。この推進会議でも、これからさまざまな取り組みを進めていかなければならないときに、極めて重要な観点でございますので、私たちも念頭に置きながら、そういう環境への配慮、これはもう本当に大切なことだと思いますので、これから基本計画、それからまた、次期の計画等々も策定するに当たって重要な配慮点として進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

どうぞ委員の皆様、何なりと、どうぞ、願います。

(黒内委員)

素朴なところを聞くんですが、不二家の例の事件では、埼玉工場ですね、あそこでは安全衛生管理マニュアルがなかったということが明らかになりましたけれども、県のいろんな、いわゆる行動計画、具体的には監視指導という中ではいろんな講習会をやっていますとか、いろんな検査をしていますとか、総花的には書いてあるんですが、具体的には、各あいう大手の工場の安全衛生管理マニュアルとか、そういうもの確認とか、またはこの前の、ほっかほっか亭の場合は、マニュアルがあったけれども現場では神棚に置いてあって、現場の従業員は知らなかったという話もありますけれども、そこら辺のところの部分は実態はどうなっているんですか。

(石井会長)

事務局お願いいたします。

(内田生活衛生課長)

不二家の事件で、大手がまずはどういう監視をしているかということでございますけれども、これは私どもの所属している生活衛生課に食品衛生専門監視指導班ということで、本庁から1名、出先から1名ということで、特に食品衛生の危害が大きな、そういう大きな工場、そこには定期的に行くようにしてございますし、また、広域の健康福祉センター、保健所なんですけれども、そこからも機動班ということで、ある程度、定期的に行っています。この専門監視指導班というのは、半日をかけて、まずは一施設を大体見ていきますので、いろんな帳簿などをチェックしながら、不備があれば、その際に指導して監視をしております。

あとは、ほっかほっか亭のマニュアルなんですけれども、これについては、その場に行って、おかしければチェックするんですけれども、向こうに虚偽の報告をされてしまうと、ちょっとこちらもそこまでは、その場ではちょっとわからないことがございます。

(黒内委員)

もっとわかりやすく聞けばよかったですね、要するに、そういった安全衛生管理マニュアルとか、そういうものの提出の報告ですね、それを義務づけているのかどうかということを知りたいんですよ。

(内田生活衛生課長)

それは栃木県では特に、努めるよう、食品衛生法施行条例の中で努めるようには規定しています。ですから、努力規定ということになります。

(黒内委員)

わかりました。

先ほどから条例とか、行動計画に書いてあるのは、非常にすばらしい中身のようは一見見えるんですが、具体的な行動としてはどうなのかと常々疑問に思って今のような質問をしたんですが、企業の性善説に立ってやっているというようなところなんだろうけれども、やはり、行動計画と言う以上は、やはりトレサビリティーの問題の導入促進ということじゃなくて、やっぱり、きちんとどれだけ何年までに何を導入させるんだとか、あとはそういった報告書等についてはきちんと義務づけていくんだとか、やっぱり、こういうご時勢になりますと、若干、性悪説も取り入れながらつくっていかないと、単にお題目で終わってしまうような感じを受けますので、ちょっと一言言っておきたいと思います。

(石井会長)

今の黒内委員の、ご指摘だと思うんですけど、例えば、安全衛生管理マニュアル等々のこういうあれでございまして、大手の食品会社に対する義務づけみたいな、そういう方向というのは国の方ではどのような扱いでございまして、やはり、指導的にやって、自主的な管理体制というようなことがこれからも行われるのか、その辺の国の動向をちょっと教えていただければありがたいと思うんですけど。

(内田生活衛生課長)

第一義的には、食品関連事業者の責任ということで、努力規定ということでそういうものをつくりなさいということがございますけれども、今のところは、不二家の事件に関しても、それ以上突っ込んだ通知等はございません。

(石井会長)

例えばテレビ局とか、そういう放送番組制作に関しましては、最近、非常にこれがうるさくなっておりまして、当然、放送法等で、もちろん総務省の行政指導もあるんですけど、番組審議会とか、そういった質的なものも非常にまた、法律とか、それから政省令では回数とか何かうたわれているんですけど、中身についても指導しているというようなことを聞いているんですけども、こういった今の黒内委員のご指摘のように、非常に消費者の方が食品の安全・安心・信頼に関しまして非常にナーバスになっているような状況におきましては、そういった方向で、本県としてもそういう安心感をやはり打ち出していくというのは、方向としては非常に重要だというふうに思っておりますけれども。

どうぞ、委員の皆様、何なりと出していただけますでしょうか、どうぞ。

(五月女委員)

教えていただきたいんですが、この安心行動計画の実施状況、アクションの4番に農薬等の適正使用の監視強化ということで、実績が313件立ち入り検査しているわけですね。どんな具体的に検査をしているのか。また、その下にアクション5-2ですか、残留農薬の検査69件実績があるということなんですが、鹿沼の問題もありますので、69件の中にはそういった残留農薬の問題はなかったのかどうか、もしわかる範囲で結構なんですが、教えていただければありがたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。
いかがでございますでしょうか。

(内田生活衛生課長)

今のご質問は残留農薬を検査して、問題がなかったかどうかということによろしいですか。

平成17年度についてはございませんでした。以前、私が若いころあったという記憶はありますけれども、それはごくわずかな地域でしか流通していないものですから、それについては土も入れかえたということで聞いております。

(五月女委員)

あと、この農薬の適正監視強化というのは、具体的にはどんなふうな。

(石井会長)

事務局の方いかがでございますか。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

経済流通課でございますが、農薬取締法に基づく立ち入り検査でございますが、これにつきましては、農薬の販売をしている販売者についても行ってございまして、具体的には農協あるいは農薬の卸し、それから農薬小売商、こういったところに検査を行っているということでございます。

(石井会長)

それから、とちおとめの件に関しましては、最後にまた少し時間をとってご説明をしたいというふうに思っておりますので、またよろしく願いいたします。

どうぞ、委員の皆様、ご質問やご意見賜りたいと思います。

どうぞ、お願いします。

(柿沼委員)

とちぎの食の安全・安心行動計画の実施ということで、中身に行動計画体系図ということであるようなアクションの計画をされていると思います。これらの計画って基本的には自分的には食の安全・安心の中でいうならば、安全を担保する活動の一環だと思えますね。どうしても安全というと、「農薬入っていません」とか「動物用の医薬品が入っていません」、そういう危害要因をどんどん取り除いていってというところで安全な担保できると思えますけれども、今後、食の安全・安心というところの安心を担保するためにはどういったアクションを起こしていくというような考えでいるのでしょうか。

(石井会長)

いかがでございますでしょうか。

(内田生活衛生課長)

確かに安全と言うと、第三者が判断して安全ということでございますけれども、安心については、特にこのアクションの10に書いてありますけれども、タウンミーティングなどを開催いたしまして、また、消費者相談体系の充実というところで、安心なもの、安心であるというものを周知していきたいと思っております。

(石井会長)

特にあれですね、安全と安心というのはよく同じように使われるんですけど、実際はやはり違うのではないかとこのように、こういう食品の安全・安心の場合によく言われるんですけど、安全であっても安心できないとか、そういうことで、すべてが100%同じかというとは違って、やはり、両方とも今のご指摘のように、柿沼委員のご指摘のように、安全かつ安心である、そういう食品の供給体制を構築しなければいけない、そういうことだと思えますね。ですから、そのためにはどうしたらいいのかという、この重点目標の中で3つの、先ほど課長の方からご説明いただきました重点目標がございますが、その中で総合的な取り組みが非常に必要だというふうにお話がありました。そのとおりだと思えますね。ですから、どの部分を、これを縦に切って横に切ってというんじゃないで、マトリックスでこういう形でどこも落ちることなく進めていかなければならないということだと思えますね。そういうことを先ほどご説明いただいたんだというふうに私の方では理解させていただきました。

どうぞ、委員の皆様、ほかに何なりと意見を賜りたいと思います。

(長尾委員)

今の点について少しコメントしたいんですけども、結局、安心とか安全というのを担保するために、この行動計画なども、どちらかという生産者とか流通する側に対してこうあるべきだというふうなものが強く出ていて、それをどう担保するのか、確認するのかというふうなことに力が置かれていると思うんですよ。

例えば、私は動物の方が専門なんですけれども、そういった安全なえさ、動物が少しでもストレスがないような飼い方をして、より薬をあげないでも健康に育つ。そういうような飼い方をするときには必ずコストというのがかかるわけですよ。そういう一定のコストをだれが負担するのかというふうなことがすごく重要な、そういう観点少し抜けているんじゃないかなと思えますね。

具体的には、それを国や県が生産者やシステムに対してお金をつぎ込むだけでなく、消費者に対してきちんとそういうような行動計画のどこかに「一口メモ」ということでちょっと書かれていたところがあって、一口というよりは少し重要なんじゃないかなというふうに思っていた箇所があったんですけども。

要するに、そういうようなものが付加価値があるものなんだと。それに対してきちんとお金を払って消費者の人たちが手にすることができるのかというようなところをきちんと啓蒙活動、先ほど話題になった、そういうことをしていかなければ、結局コストを下げることにどんどん生産者の人たち、流通関係の人たちが追い詰められて、ごまかすことだとか、そういうふうなことに、つい、やりたくなくてもいってしまうという現状があるんじゃないかなと思えますね。その辺を含めて、もう少し消費者に対する啓蒙、普及活動ということに力を置いた具体的な行動プランというのをつくって実施していかなければいけないんじゃないかなというふうに考えています。

もう一言言わせてもらおうと、生産物なんか、畑でつくっているものなんかわかりやすいと思うんですね。農家の人たちはもちろん、一般的な基準の中で農薬を使いますが、自分たちが食べるものは別なところで作っていますよね。そういうようなことのためにはものすごく手間がかかる。それに見合ったコストというのは回収できない。その辺がやっぱり全体として手間かけたレベルに応じての値段設定というのが、理想論のように聞こえるかもしれませんが、ヨーロッパではもうそういうことが始まっていて、消費者、企業が一体となって、そういう付加価値があるものを付加価値がある値段で流通させる。それを消費者が手にするというようなことも具体的に始まっていますので、ぜひ、その辺まで踏み込んでやればなと思います。

(石井会長)

いかがでございますでしょうか、事務局の方から。

今の長尾委員のご指摘を、お願いします。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

経済流通課でございます。貴重なご意見ありがとうございます。

農務サイドといたしまして、来年から消費者の方と生産者の方の、より生産現場段階での交流を図りまして、その上で生産者側がどういう形で、実際、ものをつくっているかということまで見ていただくというような形で、来年から各地方でございますが、地方を中心にしまして3ブロックぐらいずつ分けまして、そういうところからリスクコミュニケーションといいますか、そういうものに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

今の長尾委員のご指摘で、やはりこういった安全・安心を守るためにはコストがかかるという、まず冒頭のお話でしたが、この辺に関しましては、前のマーケティング推進委員会で大山委員の方からも、トマトの生産で減農薬、無農薬というようなことの栃木の認証、こういった観点からコストがかかるということで前に会議の中でいろいろ教えていただいたんですけど、この辺、余りにもコストがかかり過ぎると、今度は生産者としてやっていけないという、この辺のバランスの問題ですね。

この辺、大山委員はいかがでございますか。その後の動向で教えていただければありがたいと思います。

(大山委員)

私は、今、肩書きには農協理事というふうになっているんですけども、実際はトマトを1ヘクタールほど生産している生産農家です。今のご質問等にありましたように、安全というのは、我々が農薬取締法とか、法律にのっとった、基準にのっとった使用をして、できるだけ安全なものを生産しようというような努力をしているわけなんですけど、一例挙げますと、我々のグループでは、栃木の特裁ですね、いわゆるリンクティを取り組んでもう6年になります。今、お話がありましたように、そういうふうな減農薬、減化学でやってもなかなか価格に反映してきていないというのが実態でありますけれども、できるだけ安全な農産物を生産しようという努力をしております。

そういう中で安全・安心の、安心の方、これは買っただけのものが安心だという実感がないとなかなかこれは安心だということにはなっていないのかなと思っています。農務の方からお話がありましたように、生産現場に消費者なり、子供たち、私どものほ場にも毎年何組かの消費者なり、小学生なんかが入りまして、生産現場でいろいろとお話すると、意外と理解促進が早いものですから、ぜひ、そういうことがどんどん輪として広がって行って、本当に生産現場はどんな努力をしているんだという部分を理解してもらうのが一番かなと思いますし。

委員長の方のお話がありましたように、減農薬、減化学肥料をしようとしますと非常にコストがかかります。例えば、ハウスでトマトをつくっていれば、虫、害虫が入らないように0.4のネットを張るとか、あるいは非散布型農薬、これは非常に高い農薬なんですけれども、散布をしなくても虫を抑えるというふうな農薬なんかもあるものですから、そういうものを使っていきますと非常にコストがかかる。実際になかなか効果が出てこないというのも現実なものですから、その辺も実際に現場の中でこういうものを使って我々も生産努力をして

いますよということを理解していただければ、もっともっと理解促進が図れるかなと、そんなふう感じております。

(石井会長)

ありがとうございました。

そういう意味でも、生産現場にできるだけ消費者の方にも足を運んでいただくということで、経済流通課、佐藤班長さんの方の取り組み、これから生産者の方と消費者の方が一緒になってリスクコミュニケーションということ、今、お話がありましたが、そういうまさにリスクコミュニケーションをしっかりと図っていくということが非常に重要だと。

たまたまきょうの日経新聞の「経済教室」という欄に、農業規模、農家の規模のダウンサウジングという、規模が、農業生産者の方では大きくするという、営農方式という株式会社も認められるということなんですけど、実態はそうじゃなくて、ダウンサウジングを小さくして、それで直売所がなぜ盛っているのか、これはやはり生産者の顔が見えるからだろうという、きょうのたまたま「経済教室」という欄に論文が出ているんですけど、シンクタンクの方の論文なんですけど。そういった形で、やはり消費者というのは安全だ、安全だと言われても、どうしても安心感、もう一步ですね、やっぱり自分で確かめてみないとわからないということが、そこには裏づけがされなければならないのかという、そういうようなご指摘もございました。ですから、今の各委員のお話は、大変、本質的なところを教えていただいたところだと思います。

どうぞ委員の皆様、ほかにございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(富永委員)

私、1年間、県のウォッチャー、食品表示のウォッチャーをして、果物とか、野菜の生産地がお店に表示してあるかどうか調べて県の方に報告していたんですけども、外国のものはちょっと残留農薬があってよくないというので、なるべく国産のものが、高いんですけど、国産のものを買ったり、それから新鮮でおいしだろうと思って栃木県のをできるだけ買うようにしていたんですけども、今度の栃木県のかみつが農協のいちごの事件はちょっとショックでした。いちごは子供にも食べさせますし、生で直接食べたり、あんまり洗わないで食べてしまうこともありますので、まめに残留農薬の検査をして、農家の人にも気をつけていただきたいと思います。

それから、実際にパックごとに生産者の名前を張りまして書いてあるのも新聞の方には出ていたんですけども、実際にスーパーマーケットの売り場では、パックごとには生産者の名前などはついていないんですね。ちょっといちごを買うのが心配になりました。県では、それをどのようにして農薬検査をこれから続けていくのかなということをお聞きしたいと思います。

(石井会長)

また、これも後ほどご説明いたしたいと思いますが、とりあえずご説明いただければありがたいと思います。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

経済流通課でございます。

今回の農薬の問題は、ちょっと不安を与えるということになったわけなんですけれども、農薬というのは、当然のことながら適正に使用すれば安全であるというのが基本でございます。経済流通課の方でも、改めて生産者の方に農薬の安全使用について徹底するよということで近くチラシを印刷しまして配布する予定でございます。

それから、農薬の販売者、あるいは営農指導関係者の方にもマニュアルをつくりまして、そういった安全使用についてのチェックができるように指導を徹底していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(石井会長)

ありがとうございました。

また、この件につきましては、最後のところでもう少しご報告の方をさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、(3)の食の安全・安心の確保に関する基本計画の策定に関しましてご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(荒川保健福祉部次長)

それでは、基本計画の策定について、まず条例の方の位置づけからもう一度確認させていただきますと、さっき一番最初に説明させていただきました条例の第8条1項で、知事は食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画、基本計画を定めなければならない。基本計画の記載事項については、第2項の1号で食の安全・安心の確保に関する施策の大綱、それから、2号で前後に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を記載するんだと。3項で、これをつくるに当たっては、県民の意見を反映することができるような適切な措置を知事は講じなければいけないと。4項で、あらかじめこの策定に当たっては、この会議、推進会議ですね、食の安全・安心推進会議の意見を聞かなければならないとなっております。それで、この条例の8条の基本計画について暫定的に、5ページの一番最後の附則にありますが、附則の2項で、この条例施行の際、現に策定されているとちぎ食品安全確保指針は、この基本計画とするとということで、先ほど説明しました食品安全確保指針、この指針が現在、暫定的な基本計画だということになっております。今回この推進会議が立ち上がりましたので、条例に基づく基本指針を改めてつくと。つくるに当たっては、先ほど委員の方からもご指摘がありましたような、基本的な大綱として掲げるべき事項を改めて洗い出してつくっていくということになるかと思うんですが、このつくり方につきましては、この確保指針が現在の一応、暫定的な計画ですので、この確保指針を基本計画ということで、今言った必要な事項を記載したりしながら、これを策定し直すと、これをたたき台につくり直すという考え方が1つございます。

もう1つは、この基本指針に基づく食の安全・安心行動計画と、これはこの指針に基づいて3年間、17年から19年度3年間の行動計画として策定しております。こういうふうに分けたよさといいますか、メリットとしては、1つは、指針は、ある程度長期的な方針を示すものとして、計画期間を定めていないんですね。基本的な事項を記載して、必要があれば見直すということなんですが、5年間とか、10年間とかというような期間を定めていないと。そのかわり、行動計画の方で期間を定めて重点的に取り組む課題などを明らかにして実施をしていくと。この行動計画については、先ほど説明させていただきました毎年の実施状況を報告していくと、ローリングしていくと、こういうシステムなんです。そうすると、この指針だけをつくりかえる、基本計画としてつくりかえるかという考え方と、県民にわかりやすく示すためには、この基本計画を期間をある程度設けて、この指針と行動計画を一緒にして基本計画として書き込んでいくと。これは条例上も必要的な記載事項として施策の大綱だけではなくて、大綱に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということを幅広く書き込めるようになっておりますので、これを合体させる形で書き込んでいくと。その具体的な施策については、現在やっているような実施状況報告を毎年、これは条例によって議会にも報告が義務づけられておりますが、県民に示していくと。こういう2つのやり方があるかと思うんです。

この辺の進め方についてどんなふうにしたらいいか、委員の先生方にご意見を伺えればというふうに思っております。

(石井会長)

ありがとうございました。

今、次長さんの方のご説明をいただきまして、今、皆様方のお手元にお配りされている「とちぎ食の安全・安心行動計画」、これは17年、18年、19年の3カ年の行動計画だというお話でございます。この行動計画というのは、もう1つの「とちぎ食品安全確保指針」、これに基づく行動計画ということですね。ですから、これが19年でこちらは切れます。ですから今度20年以降、また、この行動計画もつくらなきゃいけないということでございますので、その際も含めて、今までは分かれていたものを、できれば1つにした方がいいので

はないか、指針に基づいて1冊で、そして行動計画をきちっと各年度ごとの達成目標に対して実績、これも明らかにしていくというご説明だったというふうに思っております。

委員の皆様、いかがでございますでしょうか。

この指針は表紙にもございますように、前知事さんのとき、16年3月という指針、それ以降、幾つか指針も改正しなければならない点というのはあると思うんですけど、その辺、改正しながら、まず指針と、そしてそれに合う行動計画をご検討いただくということで、これは、現在の行動計画が19年までございますので、来年度ですね。ですから、来年度中に20年以降の、20、21、22の3カ年程度の行動計画をつくるということで、引き続きご議論いただくということによろしくございますでしょうか。

はい、お願いします。

(荒川保健福祉部次長)

もし指針だけを見直すべきなのか、条例に基づく基本計画としてこれだけ見直すのか、もしくはあわせて見直しをしてという方向を出していただければ、それに沿って、次回の推進会議のときに基本計画としての骨子をお示しをして、また、先ほどご指摘いただいたように、例えば今の指針には資源のリサイクルといった観点が入っていないというような、そういうご指摘をいただきながら中身を詰めて、できれば19年度中に条例に基づく基本計画としての完成版を得られれば、それに基づいて、20年度から実施をしていきたいというふうに思っておりますので、どんなふうにしたらいいか、今のものの合本型がいいのか、指針だけの見直しで、行動計画は3年なり5年置きにつくっていくという、それはそれなりに機動力があるものですから、どちらがいいのか、その辺伺えればということなんです。

(石井会長)

ありがとうございます。いかがですか。

はい、どうぞ、竹内委員。

(竹内委員)

基本計画をつくり直すとは行動計画もおのずと変わってくるんだというふうに思いますので、基本計画をつくり直していただいて条例に沿った、それに沿って行動計画をもう一度つくり直していただくというのがご提案のとおりでいいと思いますけれども。

(石井会長)

今の竹内委員のご意見、ぜひご配慮いただきたいと思います。

そういった方向で、委員のほかの皆様からも、何か見ていただいて、こういうふうにした方がいいんじゃないかという工夫とか、あるいはこの辺ちょっとわかりづらいとかいうところなんかもございましたら、中身に触れていただいても十分結構でございますので、指針でも、行動計画でも、ご意見賜ればありがたいと思います。

はい、どうぞ、長尾委員お願いします。

(長尾委員)

確認したいんですけども、現在の2冊は別刷りであるわけですけども、これがそれぞれどういうところに置かれて、どういう人たちをターゲットにして配布されているのかというようなことを教えていただけますか。

(亀山生活衛生課主幹)

行動計画につきましては、インターネット、ホームページの方にも公開しております。市町村とかにはもちろん冊子等でお送りしている部分もあります。

(長尾委員)

一般の消費者の方が目にするというのは余りないんですか。

(亀山生活衛生課主幹)

冊子状態ですので、そういうものでは配布するというのではなくて、インターネット公開という形になっております。

(石井会長)

よろしゅうございますでしょうか。

(長尾委員)

その辺を何と言うんですか、視野に入れて、別々にして、流通生産者と県トータルでやっていく骨子となるようなものと、それと、消費者の人たちなどに幅広く啓蒙していくような、そういったものとは、若干、質が違ふんじゃないかなというふうには思うのですよね。その辺を1つにできるのであればしてもいい、コストのこともありますし。そうじゃないのであれば、無理して1つにすると少しそういう機動力に欠ける部分が、先ほどおっしゃったようにあるんじゃないかなというふうに感じますけれども。

(石井会長)

ありがとうございます。
いかがでございますでしょうか、ほかの委員の皆様。
はい、お願いします。

(黒内委員)

これは平成16年ですか、策定したということなんですけれども、やはり16年以降、やっぱり食の安全・安心にかかわるいろんな出来事があったと思うんですよ。例えば、栃木県でいえば、去年、宇都宮の牛肉の、いわゆる精肉店の牛肉偽装、和牛と称して売ったということで。あれも、ここにもきちんと検査とかいろいろありますけれども、結局、最終的には、多分、農水省か何かの不適正表示ですか、是正勧告という形で終わって、もう一点の無許可製造、チャーシューでしたっけね、あの無許可製造については、結局、いわゆる国の基準があいまいだということで不起訴処分になったわけですよ。

何を言いたいのかというと、そういう問題点が明らかになっているものが幾つかあるわけですよ。そういうものをこういう年度ごとの見直しの中では反映されていかないと、幾らきれいな言葉で書いても実効性が上がっていかないと思うんですよ。やっぱりそういうところも留意していただきたいと思いますね。

(石井会長)

いかがでございますでしょうか、事務局の方で。そういう問題点が明らかになったところは、やはり指針の中にもきちっと明記して実効性を上げていくというご指摘でございますけど。

(内田生活衛生課長)

確かにそういう問題が多くなってくれば、ただ単に1回の問題でパッと大きな問題というのもございますけれども、そういう問題がだんだん重要視されていくという、各企業でもそういう問題があるということであれば、ぜひ取り入れてはいきたいと思っております。

(荒川保健福祉部次長)

ただ、法律上の制約というのも当然あるわけですので、食品衛生法やなんかで法律の制限を超える行政事務条例的な規制をしていくというのはなかなか難しい面があると。ですから、我々の役割としてはなるべくそういうことを防止する、予防できる。それから、一番、ここで今の指針でもそうなっていますが、HACCP制度もそうですけれども、事業者がみずから取り組んで、そういう不祥事なり、違法な状態なりを起こさないように意識を持って取り組んでもらうと。そういうことを積み重ねる。それから、もちろん監視的なものですね、監視や検査の体制をきちんと整えていく。それが、そういうシステムが全体として安全のシステムなんだろうと思うんです。それに対する信頼を得ていく、安全性に対する信頼という部分が安心なんだろうと思いますので、基本的にはやはり、できる規制とできない規制という法律上の問題がありますので、なるべく自

主的に、それから、我々の日常の活動で監視をしていく。それから、事業者なんかの自主的な監視制度なども現にやっておりますので、そういう中で遺憾なことが起きないように予防していくということが大事だろうと思います。

ですから、今のご意見なども取り入れて、どういう予防策ができるのかというようなことについては一生懸命考えてみたいと思っております。

(石井会長)

はい、どうぞ、お願いします。

(黒内委員)

基本的な考え方は、今、荒川次長が言ったとおりだと思いますね。そういうところに留意していただければありがたいと思います。

ただ、宇都宮の牛肉の問題があって、たしか県は、いわゆる表示実態調査というんですか、100店の表示実態調査をあのときやったと思うんですよ。それはなぜそういう実態調査をやったのかというのは、多分ほかにもそういうおそれがあるとか、あとはトレサビリティの問題点とか、やはり、欠点があれば見直したいということも含めて総合的な実態調査に入ったと思うんですよ。そういう実態調査をやったのであれば、その中で全く問題ないということであればそれでいいんですが、問題点が明らかになれば、やはり、こういう指針の中にでも、やっぱり積極的に取り組むことが次の防止につながっていくように私は考えますね。

(石井会長)

ぜひ、今のご意見も踏まえて、できれば、次の指針の中にできるだけ盛り込んでいただければありがたいというふうに思います。

特に今、次長さんの方からご説明がありました業界の指針、例えば、先ほど黒内委員の方のお話がありましたように、牛肉の販売の方の予防というか、不当表示の観点、そうすると例えば、栃木県の食肉の協会がございましてですね。そういったところで販売指針みたいなものをつくっていくとか、そういう業界のやはりもう少し自主的なそういうことを、消費者の皆さんが安全・安心を、信頼を確保していただけるような、そういう指導というか、そういったところもあわせて県としても進めていきますというところの姿勢を示していただけると、大変、県民の皆さんも安心するのではないかというふうに思うんですね。ですから、引き続きよろしく願いいたします。

どうぞ皆様、ほかに、どうぞ、山岡委員お願いします。

(山岡委員)

先ほどの指針と行動計画を1つにというお話もあったんですが、そして、インターネットでは公開してはいますけど、なかなか一般の消費者には配布されていないというようなお話もあったんですが、これはやはり、消費者にも、事業者にも、いろいろなところでやはりこういう行動計画を立てられたものが、こういうように実際に栃木県ではつくられて、こういうふうなやり方でやっているんですよということを広くやはり共有していくようなものだと思うんですね。それをなかなかインターネットって一口によくおっしゃるんですが、やっぱり不特定多数の方にとすると、そのためにこれは非常にわかりやすくつくられたんではないかなと思います。見やすくしまして、いろいろ多分これにかかわったかなと思うんですが。そういったことで、やはり消費者がなぜやはり安心の部分が得られないのかというのは、先ほどから言われていますように、安全というのはきちんとしたことで法律的なものとおっしゃいますけれど、それを守られていなくて、やはり、こういうふうな時々、静まりかたつたところにまたいろいろな事件が出てきまして、なかなか消費者としては本当に安心までは得られていないということですよ。先ほどお話のように、やはり定期的な行政がチェック体制をきちっとした、管理マニュアルみたいなものをきちっとするとか、やはりこういったものをきちっとしていますよというものをやはり県民に、やはり手元に届くような形でつくっていただきたいなと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。

次長、お願いします。

(荒川保健福祉部次長)

我々の努力不足だというのはよく痛感しているんですが、実はこういう概要版をつくっているんな会議のたびに配ったり、県民センターに置いたり、消費者団体にお配りしたりしているんですが、例えば、こういう一般の県民の方が見てわかりやすいような形でインターネットに載せるとか、もしくはもう少しエッセンスがわかるような概要版をパンフレットのつくって配布するとか、その辺は工夫させていただきたいと思います。

(石井会長)

ぜひ、そういったできるだけ多くの県民の皆さんが見られるような形で、またお願いしたいと思います。
はい、どうぞお願いします。

(小野口委員)

指針と行動計画のことなんですが、せっかく今回条例もできて、この指針というのをつくっているわけですね。いずれ先ほどの話によると、指針をいずれ基本計画にしていきたいと、そういうことなんで、基本計画は同じスパンの中でも長いと思うんですね、ある程度ね。だけれども、行動計画というのはここでも書いてあるように3年を計画につくっているわけですね。その中にやっぱり変わることが多分にあるんだと思うんですね。先ほど来言っている突発的なことについては、その年その年、1年1年でも、ひょっとしたらそこに載せたい部分があるのかと思うんですね。だから、やはり私は基本的には別に基本計画と行動計画というんですか、これは別につくるものじゃないかなと思います。行動計画に基づいての毎年毎年の報告、いわゆる達成度報告、それが必要なんじゃないかと。その中の毎年の中に、先ほど言ったように牛肉の問題とか何かが出たときには、そのときに特別調査みたいな感じでポンと入れて、その年のやつの実態を報告していただくと、そういうことが必要なんじゃないかなと思います。

それとあわせて、先ほどの概要の件なんですけれども、これは全体に言えることなのかもしれませんけれど、こういうものというのはかなりいいことなんです。消費者、消費者って、消費者向けにはかなりPRになると思うんです。だけど、実際にやるかやらないかは生産者の方にもっともこの意識を与えるべきだと思うんです。だから、概要についてもできるだけ生産者の方へも、こういうもので今動いているんだよと、安全・安心をやっているんだよということを、もっとも研修会でも何でもやって、そういうときに使っていただければもっといいかなと。確かに消費者PRにはなると思うんですけれども、その前の根源は、やっぱり生産者の方での安全・安心を確保してもらわないとどうしようもないわけですね。そんなことを思いました。

(石井会長)

ありがとうございます。
いかがでございますか、事務局の方は何かご意見ございますか。

(荒川保健福祉部次長)

やはり、今ずっとご意見をお伺いしますと、ある程度、大綱的な基本的な方針を示す指針と、それから、数年置きに書きかえていくべき行動計画とに分けてつくるべきだというご意見が多数だと思いますので、この基本指針をベースに、基本計画に改変していくと。あわせて20年度からの新たな基本計画に基づく行動計画の策定ということで19年度取り組んでいきたいと。次回の推進会議には、その骨子を示せばとっておりますので、ただいまのご意見を踏まえて策定に入っていきたいと思っております。よろしく願います。

(石井会長)

ありがとうございます。
そういった形で、できるだけ弾力的に、そしてまた、刻々と食をめぐる状況というのは変化しておりますので、委員の皆様のご意見を踏まえて、今、次長さんおっしゃっていただいたような方向で次回にたたき台を出していただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願います。

それでは、引き続き、(4)その他でございますが、まず の平成19年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(内田生活衛生課長)

それでは、栃木県食品衛生監視指導計画の概要について、ご説明いたします。

1ページをごらんください。初めに、本計画は食品等の安全確保と県民の健康保護を図るため作成された「とちぎ食品安全確保指針」に基づき策定しているものです。また、本計画は、食品衛生法に基づき、各自治体が平成16年度から毎年策定しており、実施期間は1年間となっております。

計画の基本的な事項は、として監視指導体制と内容、違反及び食中毒発見時の対応、リスクコミュニケーション、食品等事業者の自主衛生管理、として職員の人材養成及び資質の向上から構成されております。このうち監視指導は、食品衛生法及び県の条例並びにと畜場法などの関係法令に基づく1万4,397施設を対象に、県内5カ所の広域健康福祉センターと2カ所の食肉衛生検査所に配属された食品衛生監視員により実施されております。

3ページ、第4の監視指導の実施に関するをごらんください。監視指導は、対象施設を重要度により年3回以上に立ち入るAランクから3から5年に1回以上立ち入りするEランクの5ランクに分かれて実施するほか、監視時期や内容別に一般監視、重点監視、個別監視に区分して実施しております。また、19年度の重点監視として、昨年のホテル、旅館でのノロウイルス食中毒多発を受け、ノロウイルス食中毒防止対策を掲げております。

5ページの2の同じく監視指導の強化に関する事項です。これをごらんください。さらに食中毒の発生しやすい夏場や食品流通量が増加する年末における監視指導を強化するため、夏季及び年末の一斉取り締まりを実施するほか、同時期にJAS法担当部局などとの食品表示に関する合同監視を実施します。

6ページの3、食品等の検査に関する事項をごらんください。収去検査は食品添加物や細菌などの規格基準検査や残留農薬、アレルギー物質、遺伝子組換え食品などの項目について3,678件の食品を対象に実施します。なお、詳細は11ページから14ページをごらんください。

次に、同じページ、第5の違反食品を発見した場合の対応に関する事項でございますけれども、違反及び食中毒発生時の対応は、県の要領に基づきまして、関係施設への立ち入り調査や各種検査を実施した上で当該品の回収、廃棄、施設の改善指導等を指示するとともに、営業禁止などの行政処分を実施した場合は、被害の防止拡大や再発防止のための報道機関などを通じて営業者氏名や違反内容を公表します。

8ページ、第7の情報及び意見の交換の実施に関する事項についてごらんください。監視指導計画や結果を公表するとともに、食品の衛生や安全性について広く県民の皆様からご意見をいただき理解を深めていくことが重要であることから、情報や意見の交換、例えばリスクコミュニケーションを実施いたします。

同じページの第8、食品と事業者の自主衛生管理の実施に関する事項でございますけれども、食品衛生の向上を図るためには、食品と事業者の自主衛生管理を推進することが重要であることから、各営業所に食品衛生責任者を設置するほか、栃木県食品自主衛生管理認証制度の普及を図っていきます。また、事業者の指導的な役割を果たしている食品衛生推進員や食品衛生指導員による活動を支援していきます。

9ページの第9、食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項ですけれども、食品の製造、加工が高度化、複雑化する中、食品関係事業者に対して適切な指導、助言をするため、最新の技術、知識を習得する必要があることから、食品衛生監視員の職員を研修のため派遣いたします。また、職員と事業者を対象とした食品衛生に関する各種研修会を引き続き実施いたします。

なお、本計画案については、県のホームページなどにより2月6日から3月6日まで広く県民の皆様からご意見を募集しております。また、本計画は、県民の皆様のご意見を参考に3月末までに決定し、4月に公表することとしております。

以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございました。

この監視指導計画(案)は、現在パブコメにかけられておられるということでございますので、また広く県民の皆様からもご意見をいただきたいと思いますが、とりあえず、この推進会議の委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきながら、さらにこの計画を変えていきたいと思っております。

どうぞ委員の皆様、何かご質問やご意見ございますでしょうか。

竹内委員、どうぞ。

(竹内委員)

14ページの有害物質のモニタリング検査なんですけど、これは例えば、はちみつは対象食品で、国産はモニタリング検査をなさるんですよね。輸入品はなさらない、これは国との関係の分け方ですか。どういう関係で国産をやって輸入品をやらないとかというふうになっているんでしょうか。

(石井会長)

それでは、事務局の方、お答えをお願いします。

(内田生活衛生課長)

県としても、輸入食品あるいは国産品についても、当然、検査をすることは考えておりますけれども、基本的には、輸入食品については検疫所が実施をしているという現状がございます。そういったことを考慮して輸入食品よりも国産品のものを多くやりたいということで計画をしております。そして、物によりましては、今、お話がありましたように、国産品だけを実施するというようなものも出てきているということでございます。

(石井会長)

よろしゅうございますでしょうか。

(竹内委員)

ただ、輸入がすごく多くなっていく中で、それだけでいいのかなというのがありましたので、ちょっとお聞きして、なるべく、数に限りがありますので、そうは言っても、いろいろ大変でしょうけれど、そういうところも注意していただきたいなと思います。

(石井会長)

以前、テレビで輸入食品の検査という番組をやっていましたが、本当に検査官も人数が少なく、もうとにかく抜き打ちであっても、ほとんどなかなかチェックできない状況に置かれている。輸入食品の輸入量というのは、ものすごい増加率だということなんですけど、その辺もあれですね、なかなか、国の方で検査をし、輸入の段階で検査をするんでしょうけど、県独自でやっているという、ほかの都道府県なんかでは実施しているようなところもございますのでしょうか。その辺の状況はいかがでございますでしょうか。

(内田生活衛生課長)

各自治体の状況を詳細に承知しているわけではございませんけれども、ほかの自治体についても、同様に輸入食品の検査を実施しているという状況がございます。

(石井会長)

なるほど。ですから、できれば危なそうな食品というのは、数かなり限られてきているというのは最近よく言われております。1カ月たっても悪くならない果物とか、輸入されて1週間たっても全く色が変わらない野菜とか、いろいろ最近、インターネット上にもいろんな意見が出ておりますけど、そういったことも含めて、私たちももちろんこれからさらにいろいろ勉強して、そういった対象食品の検査というものについても、モニタリングを含めて関心を持っていかなければいけないというふうに思っておりますけど、竹内委員のご指摘も、ぜひまたご考慮いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

どうぞ、委員の皆様。はい、どうぞ、お願いします。

(高橋勝泰委員)

14ページの有害物資の検査の中で残留農薬検査があります。これを見ますと、野菜と果実で35検体というような計画になっております。

2つほど質問があるんですが、1つは、野菜と果実に限られていると、米とか麦とか大豆とか、そういうものは対象とはしないのかという点が1点。

それから、もう1つは、JAグループとしても、約20種類の農作物について自主検査を行っております。約450～460検体になるかと思いますが、それをやっておるんですが、非常に経費もかかるんですね、1検体5万円ぐらいはかかるということで非常に予算もかかります。そういう中で、今回、いずれにしても抽出検査ということになりますので、どうしても全検査をやっていませんから、漏れができて今回のような問題が出るということでございますので、できるだけ残留農薬検査を県の方で多くやってもらえればいいんじゃないかというような感じがするんですが、その点についてはどんなお考えか、その点お聞かせいただきたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

それでは、県の方よろしくお願いいたします。

(内田生活衛生課長)

残留農薬の検査の品目でございますけれども、ここにありますように野菜と果物ということで予定をしております。麦や大豆を実施しないのかということでございますけれども、野菜、果物でなければならないというふうなことを決めてやっているわけではございませんけれども、実際には、麦も大豆も多く流通するのかもしれないかもしれませんけれども、野菜、果物については生で食べるということがございますので、そういった生で食べるものを優先しているというようなこともございます。

それから、もう1つ、残留農薬の検査をもっとふやしてくれないかというようなお話かと思っておりますけれども、基本的には、先ほどもちょっとお話があったかもしれませんが、適正な農薬使用について指導をしているわけですので、その辺のところについて適正使用をお願いをしながら、それで不足している部分についてこちらの方で確認をするというようなことで対応をしていきたいというふうに考えております。

(石井会長)

はい、どうぞ。

(高橋勝泰委員)

考え方はわかりましたが、私どもとしまして、基本的にはきちんと生産基準を守る、農薬使用基準を守る、このことを徹底する、これは何と言っても一番なんですね。いずれにしても全部検査して、それから出すということは不可能ですので、とにかくきちんと生産基準を守る、これを徹底する、これが基本だと思います。それをさらに担保するために検査である程度の確認をとるんだという趣旨だと思いますが、JAグループとしても、そのような検査をやる中で、できればより検体数が多い方が担保の価値は上がるのかなと、こういう意味で申し上げたことですので、予算がとれないということになればやむを得ないと、こういうふうに思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

JAグループさんとしても、検査をしっかりやっていただいておりますので、県も含めて連携をこれからさらにとっていただければありがたいというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。はい、お願いします。

(小野口委員)

ちょっとお聞きしたいんですけれども、11ページの項には、食品衛生営業者、営業をやられている方についての監視等が書かれているわけですね。あくまでも安全・安心というのは、生産から消費までに至るということで、生産者に対する農務サイドというんですか、農業サイドでの監視といいますが、いわゆる先ほど

来出ている農薬とか、いろんな薬を使っているわけですね。そういう意味での適正使用の監視指導というのは、何というか、年間通して計画的にできないもんなんじゃないかな。やられているんじゃないかな、実際は。こういう表にはできないものがあるんじゃないかな。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

経済流通課でございます。お答え申し上げます。

生産者に対しましてのご指導と申しますか、それにつきましては、法律上の問題としては例えば農薬取締法とか、そういうものがあるんですが、いわゆる農薬から始まりまして肥料、いろんなつくり方がございます。その中で、今、JAグループさんを中心にしてお取り組みいただいておりますのが生産履歴と、1年間の作物が、種をまいてから収穫するまでの過程にいろんな肥料をやるとか、農薬をかけるとかございますね。その1つの基準をつくりまして、それに基づいて、各生産者の皆さんにお書きいただく。それをJAさんの方で集めていただきまして、それでチェックをかけるというような仕組みでやっているところでございます。

(小野口委員)

それは提出義務みたいになるわけですか、生産者からの。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

生産者が農協さんの方にお出しいただくというのは原則としてやっていただいていると、そういう形で取り組んでおります。

(小野口委員)

そうすると、農協の職員たる人たちが個々の生産者のところに行ってチェックをするということはあるまいかなわけですね。自主的に上がってくるという感じですか。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

自主的なものもありますが、それはいろいろ生産者の方のつくっている作物とか、そういうものによりまして、ケースバイケースの取り組みになっておるといふふうに聞いております。

(小野口委員)

なぜそういうことを聞くかと言うと、この前のいちごの問題じゃないですけども、あいうものができるということは、やっぱり生産過程で農薬が適正に使用されているものではないかと思うんですけど、やっぱり中にはちょっと誤ったやり方をしちゃったり、何かしたから出るんだと思うんで、その辺は食品の営業者も同じなんですけれども、やっぱり監視をすることによって、多少なりとも意識が違うんじゃないかと。指導だ、講習会なんかというのでもいいんですけども、たまにそういう回っていくことによって、「あんたどうなの」というようなことを一言言うことが大切なので。それで、やっぱり生産者での安心・安全の基本ができていくのかなという感じがいたします。

(石井会長)

ありがとうございます。

大変、重要なお指摘でございますので、ぜひ今後の取り組みの方よろしく願いいたします。

ほかにもございますでしょうか。

それでは、今現在パブリックコメントにかけられております「栃木県食品衛生監視指導計画(案)」でございますが、皆様方のいただきました貴重なご意見を今回の策定に大いに役立てていただきまして、この3月末で策定を終わって、4月1日からスタートということによろしく願いいたします。

それでは、続きまして、のちぎの食育元気プランにつきまして事務局からご説明。

(船橋農務部次長)

農務部次長兼農政課長の船橋でございます。「とちぎの食育元気プラン」について、ご報告をさせていただきます。

お手元に白刷りの冊子で「とちぎの食育元気プラン」、副題で「心も体も元気であるために」というのをお配りしてございますが、ざっと説明をさせていただきたいと思えます。

早速ですが、2枚めくっていただきますと、1ページがございまして、計画策定の趣旨というのが書いてありますが、ご案内のように、食生活を取り巻く状況はライフスタイルの多様化などに伴いまして変化している。栄養の偏りとか、不規則な食事、肥満の増加、あるいは食の安全などいろんな課題が生じているという中で、国において平成17年7月ですが、食育基本法というのを施行しました。これに基づいて、18年3月に食育推進基本計画というのを策定しまして、食育を国民運動として展開するという事になったわけでございます。こうした動きに呼応しまして、県といたしましても健全な食生活の実践による県民の心身の健康と豊かな人間形成を目指しまして、食育を総合的、計画的に推進するために本プランを策定したというものでございます。

2番の性格と役割ということですが、食育基本法の17条で県においても、この食育推進の計画を定めるよう努めなければならないとされておりますので、これを受けてつくったということ。それから、安全・安心条例については、冒頭で概略の説明があったわけですが、その16条というところに食育等の推進という規定がございまして、これを受けて、県としての食育等の推進のための必要な措置を明らかにしたものと性格になってございます。

計画の期間は、大もとの県の総合計画であります「とちぎ元気プラン」、あるいは国の基本計画との整合性を図るために、18年度からの5年間で計画期間としたということで、昨年末にでき上がったというものでございます。

時間がないので、ざっとおめぐりいただきながら中を見ていただきたいと思いますと思うんですが、2ページからは食をめぐる現状ということで、朝ご飯を食べないねというお話とか、4ページでは外食が多いという話。5ページ以降は食塩とか、野菜とか、カルシウムが多い少ないというお話とかですね。7ページには、県民の健康状態ということで肥満者が平均より多いとか、8ページの方にいきまして高血圧や糖尿病も多いと。こんなことがずっと現状が書かれておりまして、13ページにこれらを受けてこんな課題があるなということで4項目ほど抽出をいたしました。時間の関係で紹介できないんですが、後ほどごらんいただければと思えます。

この課題に対応していこうということで14ページですが、基本理念ということで、県民一人一人が生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践することによりまして、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性を育みますというのを掲げたところでございます。

この理念を達成するためにということで15ページにありますように、5本の基本目標を掲げました。1が、食を大切にすることを育てます。2が、楽しく規則正しい食事の習慣を築きます。3が、栃木の多彩な食を活かした「日本型食生活」を推進します。4、食の安全・安心に対する理解を深めます。5で、県民が主役の食育推進運動を展開します。5本の計画を定めまして、17ページにありますように、この5本の目標をもとに施策体系ということでまとめたものでございます。なお、その隣の16ページには、家庭の役割、学校などの役割、地域の役割ということで期待する役割等もまとめたということでございます。

18ページ以下が具体的な政策の中身でございますが、ちょっと全部紹介する暇がございませんので、項目だけ追わせていただきますけれども、18ページが、食に関する体験活動の促進、20ページにいきまして、学校における指導の充実、22ページが、優れた食文化の継承・発展、24ページが、規則正しい食事の推進、26ページは、楽しく食卓を囲む機会の拡大、28ページが、栄養バランスのとれた食生活の推進、30ページが、生活習慣病予防の推進、32ページが、食環境の整備、34ページが、食の安全に関する理解促進ということで、35ページに3本ほど施策が載っておりますが、食の安全に関する情報の提供、事業者による食品安全情報の提供促進、3番目にリスクコミュニケーションの推進というものを掲げてございます。なお、リスクコミュニケーション推進の最初のところで、当会議において生産から消費までの食品供給行程におけるさまざまな立場の関係者による情報と意見の交換を図り、相互理解を深めますというようなことでまとめさせていただきました。

36ページが地産地消の推進ということで、これも37ページの一番頭ですが、先ほどちょっと議論にもありましたように、消費者と生産者との理解促進というようなことも掲げてございます。

38ページが食育推進運動の展開ということで、ざっとこんな施策体系のもとにやっていこうという計画でございます。

なお、41ページが重点プロジェクトということですが、次の時代を担う子供たちの食育が、生涯にわたる健康づくりや豊かな人間性を育むために極めて重要なことから重点プロジェクトと位置づけまして、「しっかり食べて元気なとちぎっ子」というスローガンのもとに重点項目が4つございますが、「毎日きちんと朝御飯」、「みんなで楽しくいただきます」、「野菜たっぷり塩味ちょっぴり」、「牛乳ごくごくもう一杯！」、こういうことで子供の食育を中心にやっていきたいという構成になってございます。

ずっとめくって最後から2枚目にかすれておりますが、56ページがございまして、策定体制の図がございまして。左にありますように知事を本部長といたします県の食育推進本部を立ち上げてございまして、各部署局長がメンバーでございます。事務局が食育に関係の深いところということで保健福祉部、農務部、教育委員会ということで、共管で策定いたしました。きょうたまたま私が出席しておりますので、説明の機会を与えていただいたのかと思っておりますが、全庁的に進めようということでございます。

なお、食育推進計画懇談会というのも開きまして、いろんな各層の方からご意見をいただきました。まことに恐縮でございますが、本委員会の委員さんもお願ひしております小川先生、恩田先生、高橋勝康先生、中村次郎先生、山岡先生にも食育の懇談会で大変お世話になりました。恐縮ですが、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げたいと思っております。

いずれにいたしましても、このプランの推進に当たりましては、県はもとより市町村初め、学校や家庭、地域などさまざまな分野の関係者が協働して取り組むということが大切でございます。今後いろいろPR等を進めながら県民の皆様のご理解、ご協力をいただいて、本県における食育を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

報告は以上です。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

また、「とちぎの食育元気プラン」と、すばらしいプランをつくっていただきましたので、これをまた大いに県民の皆様にも広めて、いろんな形で広報活動を私どももやっていきたいというふうに思っておりますので、今、直面している重要課題というのはすべて網羅しておられるのではないかと、お聞きして思いましたので、これからさらに進めていきたいというふうに、これからもPRの方を進めていただければと、委員の皆様にもまたご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、先ほど来、ご指摘いただいております県内における食の安全に関する事例等につきまして、でございますが、今月初めのいちごの残留農薬の件につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(亀山生活衛生課主幹)

栃木県産いちごに関しましては、委員の皆様にも大変ご心配をおかけしたことと思っております。この経過等につきましては、新聞報道等で既にご承知のことかと思っておりますが、今回、県や関係機関がとりました対応につきまして、県として県政記者クラブの方へ資料提供という形で情報提供をいたしております内容でもって概要を説明させていただきます。

お手元の残留農薬問題関係資料をごらんください。

まず、1ページですが、2月1日に、前日1月31日に新潟市より通報を受けて対応した情報提供、JAかみつがの方に情報提供した旨、その経緯を述べております。また、それによりまして、保健福祉部及び農務部でとりました対応について書かれております。

それから、消費者の残留農薬に関する関心がとても高いことから、いちごの安全性について、残留農薬による健康への影響はない旨考えるということの考え方につきまして、保健福祉部長見解という形で提供いたしました。4番の方に記載しております。安全性に関する考え方につきましては、国の食品安全委員会でも示している資料がありましたので、これは2ページの方になりますが、この資料も参考資料として一緒に情報提供いたしております。

それから、3ページをごらんください。3ページは、一連の対応をした後、2月5日にJAかみつがの自主検査結果の報告と、原因究明した内容の報告書が、JAかみつがから提出されましたので、その内容について概要を報告いたしました。また、県で実施した収去検査の結果につきましても、すべて基準値内であったという旨の内容を情報提供しております。

4ページをごらんください。同じく2月5日に、先ほどは保健福祉部の方で提供した資料なのですが、こちら農務部の方におきましても、いちごの残留農薬問題といたしまして農務部の方でかみつが農業協同組合から自主的に行った検査の結果報告があった旨、その内容について報告を受けた内容について情報提供しております。結果、県から立ち入り検査を実施する旨もあわせて資料提供されております。

下段の方には、きのうですが、2月15日にいちごの残留農薬問題に対する立ち入り検査の結果という内容で、その結果内容について示したものを情報提供いたしました。

それから、県におきましては、食の安全に関するホームページを持っております。このホームページでは、消費者に対する情報提供を行うわけですけれども、今回、5ページの方をごらんください。5ページに記載されている項目で情報提供を行いました。特に消費者から問い合わせが想定される項目につきまして、Q & Aの形で提供いたしております。この内容につきましては、6ページから8ページに書かれてあるものです。後ほど内容の方につきましてはごらんいただければと思います。

9ページをごらんください。今回の収去検査に当たりまして、収去検査の方法につきまして2月5日、厚生労働省から全国の都道府県及び保健所設置市に対しまして、「農産食品の検査に当たっての生産者等の情報確認の徹底について」という通知が出されました。食品の収去に関するものとしましては、平成15年の「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」、また、18年5月の「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」などの告示、通知があったわけですが、今回改めて検査に当たっての対応につきまして通知が出されたというところです。

以上、あわせて報告させていただきます。

(石井会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明、何か皆様の方からございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(黒内委員)

直接関係はないんですが、今回の農薬のホスチアゼート、これは有機リン系農薬というふうに書いてありますよね、それでよろしいんですか。

(安納経営技術課長補佐)

そうでございます。

(黒内委員)

過日、上毛新聞を読んでいましたら、今回のことは直接関係ないんですが、群馬県は有機リン系の農薬については、神経機能を麻痺させると、いわゆる意欲の減退とか、そういうことを生むということで、いわゆる自粛要請に踏み切ったという記事を読んだんですが、栃木県での対応はどのような状況になっているんですか。これ見ると使っているようですけども。

(石井会長)

いかがでございますか。

(安納経営技術課長補佐)

それは、空中散布のことですよ。それで、本県におきましては、無人ヘリコプターによる空中散布ということで行っておりますが、有機リン系の農薬については、使用量が一部に限られている状況でございます。そんな中で、そういった問題もありまして、過日、無人ヘリコプター協議会の方でも検討しておりまして、今後そういった有機リン系の農薬について自粛するような方向で詰めているところでございます。

(石井会長)

よろしゅうございますか。今後自粛していくという方向だそうでございます。
ほかにございますでしょうか。どうぞ、お願いします。

(柿沼委員)

ちょっと今回ホスチアゼートがいちごから検出されたということで、自分は仕事で農薬の分析等々をやっているんですけども、ホスチアゼート自体が、温暖化の原因物質であるような臭化メチルの代替物質として1990年代の中ごろにチアゾリン骨格を持つ有機リン系の農薬として開発されたと自分は記憶しているんですけども、例えば、こういった有機リン系の農薬を今後使わないようになってくるとなると、例えば、今回いちごでしたけれども、線虫を原因として病害を及ぼす作物としては、いちご、なす、きゅうり、そのほかいろんなさまざまな作物があると思うんですけども、もしもこういったものを仮に本当に規制して、じゃあ県の方で使わないようにしてしまうというような指針がつけられた場合、そういうときには、生産者の方も困ってしまうのではないかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

(安納経営技術課長補佐)

先ほど言いましたのは、無人ヘリコプター協議会の関係でございまして、基本的には、農薬につきましては登録に際しまして安全性が確認されたもののみが市販されている状況でございますので、使用基準等を守っていただければ、基本的には安全に使用できるというのが基本かと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

(石井会長)

ありがとうございました。
よろしゅうございますか。はい、どうぞ。佐藤班長お願いします。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

先ほどお話がありましたパックへの表示のことについてご回答申し上げます。

実は、現段階では生産者の方が、通常、皆さんお目につくところでございますと、スーパーで売っている1パックございますね、あれが4パック入った状態で生産者の方から出荷されるわけでございます。その段階では、農協名とか生産者の名前とか全部明記されているわけなんでございますが、実は今回、新潟の方でいろいろあったというのは、中のパックの状態で収去されたということで、いわゆる生産者が特定できなかったというようなことがございます。今回いろんなこういうことを受けまして、先ほど、かみつが農協のお話が1つあるかなと思うんですが、パックの上にパラフィン紙というのかな、紙がぶついていますね。あそこに生産者の番号を入れるようにするという取り組みをしたところでございます。これは決して私どもが行政的に強制力を持ってやるということではなくて、生産者団体の皆さんの方で、これからはずっと、いわゆる自分たちのものがどこまで行っているかということを確認できるということを大きな目的といたしまして制度化しまして、実は、かみつがさんの場合は2月7日の朝、市場で競りにかかるものからはそういう形になっておるといところ。また、それ以外につきましても、県内の農協さんの方では徐々にこういった自主的な取り組みが増えておりまして、6割くらい進んできたかなというようなところでございます。そういったところでございます。

(石井会長)

いちごのパックの、ビニールですか、かかっている、上にですね。あそこに生産者履歴、印刷されたものを貼っていくという。これは画期的なことですね。こういったPRをぜひですね、大いにPRしていただいて、あ、はい。

(高橋勝泰委員)

今のお話ですが、できれば生産者の顔写真も、もう既にやっているところもあるんですよ。パックごとに顔写真も貼って。それが結局、安心という、こういうものにつながるということで、できればそこまでいきたいんで

すよ。でも、これには金がかかるんですね。だから、費用対効果の問題がやっぱりありまして、すぐにはなかなか進まないんですが、このような事態も起きていることですので、今後、順次検討されていくことになるかと思います。

(石井会長)

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。
はい、お願いします。

(小野口委員)

今のお話で、4パック1箱ですね、4つのパック入っていますね。その箱には生産者の明記というのは義務なんですか、どうなんですか。自主ですか、自主的記入ということですか、そうですか。例えば、スーパーなんかでもよく4パックが入った箱で置いてありますわね。あれは義務じゃない、いわゆる自主的なもので、なくてもしょうがないんですね、これ。

(佐藤経済流通課マーケティング対策班長)

そうなのですが、今は生産者名を出してやっていきたいと思いますというのが、いわゆる流通に当たっての物売るといふときの1つの安心を得ていただく、1つの大きなセールスポイントかというふうに、農業者たちも考えていますので、そういうことできちんと出していくと。

(小野口委員)

よく農協の販売店なんかだと、顔写真や何かを入れたやつが今出ていますが、ああいうのはやっぱり消費者からしてみれば安心して買える1つのあれなんで、ぜひそういうものはどんどん普及していくべきかなと思ったんで、今、はい、わかりました、ありがとうございます。

(石井会長)

ありがとうございます。
まだまだご意見等たくさんあると思いますけど、一応、定刻の時間がきておりますので、とりあえず、時間の関係もありますので、本日の議事はここまでということをお願いしたいと思います。また、きょう第1回目ということでございまして、これから今後のスケジュールも事務局の方からお話をいただきたいと思います。また来年度2回予定されておりますので、そういったときに、いろんな形で皆様方のご意見を賜って、さらに推進会議を突りあるものにしていきたいというふうに思っております。
委員の皆様には長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。
それでは、時間もまいりましたので、この辺で進行を司会の方にお返ししたいと思います。よろしくお願います。

(岡本生活衛生課長補佐)

ありがとうございました。
ここで次回の開催日程等につきまして、事務局から連絡がございました。

(亀山生活衛生課主幹)

次回の会議は8月を予定しております。議題は、本日報告させていただきました、食の安全・安心の確保に関する基本計画の骨子案についてご検討いただくことになろうかと存じます。また、「とちぎ食の安全・安心行動計画」の平成18年度の実績報告(案)につきましてもご検討いただく予定です。
委員の皆様には、大変お忙しいとは思いますが、ご出席のほどよろしく願いいたします。

(岡本生活衛生課長補佐)

以上をもちまして、第1回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。
本日はまことにありがとうございました。